

旭川スポーツみらいアンバサダーVR 動画制作等委託業務公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和5年4月26日

旭川市長 今 津 寛 介

第1 事業担当部局

旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎1階

電話 0166-23-1944 (直通) FAX 0166-25-2680

電子メールアドレス sport@city.asahikawa.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d077371.html>

第2 業務概要

1 業務名 旭川スポーツみらいアンバサダーVR 動画制作等委託業務

2 業務内容

- (1) 旭川スポーツみらいアンバサダー等の VR 動画制作業務
- (2) アンバサダー等の VR 動画の公開に係る映像機器等の設置業務
- (3) アンバサダー等ゆかりの品展示什器の制作・設置業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

第3 参加資格要件

1 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体のみ、応募することができる。

- (1) 令和5・令和6・令和7年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3200 広告代理店」又は「3210 印刷物制作、写真撮影等」の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第4 業務委託上の留意事項

1 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

2 業務完了届等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により業務完了届等を旭川市に提出すること。

3 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

4 法令遵守

労働基準法、その他の関係法令を遵守すること。

5 違反等があった場合の措置

「第5 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

6 その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するために、旭川市と常に密接な連携を取ること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、(2)の提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、参加することができない。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号） 1通

(2) 提出期限 令和5年5月16日（火） 午後5時（期限厳守）

提出については、提出期限内の旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

(3) 提出場所 第1に同じ。

(4) 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）

(5) 留意点

ア 会社概要等のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

イ 提出された書類等については返却しない。

ウ 公募型プロポーザル参加表明者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を受けることが適当と認められる者に対して、参加表明書の提出期限後2日（休日を除く。）以内に、参加資格の確認と併せて企画提案書の提出を書面により要請する。

エ 公募型プロポーザル参加表明者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対して

は、参加表明書の提出期限後2日（休日を除く。）以内に、その旨及び理由を書面により通知する。

オ 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。

カ 前項の説明要求があった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により当該説明内容を通知する。

第6 企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

(1) 企画提案書（様式第3号） 9通

ア A4判、片面印刷で30ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

イ 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

ウ ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。

エ 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。

オ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(2) 事業経費見積額積算内訳書 9通

2 提出方法等

(1) 提出期限 令和5年5月29日（月） 午後5時（期限厳守）

提出期限内の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

(2) 提出場所 第1に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

3 企画提案事項

企画提案は、次の事項について提案することとする。

(1) 事業計画及び全体の作業工程・スケジュール

(2) 第2に記載する実施内容等に対応する企画内容

ア アンバサダー等のVR動画制作業務

(ア) コンセプト、構成、表現の方法

(イ) 市民の興味・関心を引くための工夫

(ウ) 運用開始後の内容の更新や修正の方法

イ アンバサダー等のVR動画の公開に係る映像機器等の設置業務

(ア) 使用する映像機器等

(イ) 使用者に向けた説明書や安全対策

(ウ) 運用方法

ウ アンバサダー等ゆかりの品展示什器の制作・設置業務

(ア) コンセプト、デザイン

(イ) 市民の興味・関心を引くための工夫

(3) 事業の実施体制

(4) 企画提案者の業務実績

本業務に関連する事業や他都市での導入等に関する実績について

- (5) 事業経費見積額
- 4 企画提案書等の著作権の取扱い
 - (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
 - (2) 旭川市は、公募型プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができる。
 - (3) 旭川市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。

第7 参加表明及び企画提案に係る質問

- 1 提出書類 質疑応答書（様式第2号）
- 2 提出期間 令和5年5月26日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで
- 3 提出場所 第1に同じ。
- 4 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。電子メール又はファクシミリの場合、必ず電話で送信した旨を伝え、担当者に着信したことを確認すること。
- 5 留意点
 - (1) 電話等口頭による質問は受け付けない。
 - (2) 質疑応答書に複数項目を記載すること及び質疑応答書を複数枚又は複数回提出することは可とする。
 - (3) 質問に対する回答は、企画提案書の提出意思を確認した者全員に文書又は電子メールにより回答し、併せて旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課ホームページ上に公表する。
また、回答書に記載した内容は、応募要領の追加又は修正として取り扱うこととする。
ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d077371.html>

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5 その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

第9 企画提案書の審査方法

- 1 企画提案書の受理
提出を受けた企画提案書について、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、さらに参加資格要件について再度確認した上で、適正と認められる者からの企画提案

書のみを受理する。

2 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川スポーツみらいアンバサダーVR動画制作等委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

3 ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が6者を超えた場合は、ヒアリングを実施する前に審査会による書類選考を行い、選ばれた者に対してのみヒアリングを行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル及びプロジェクター等の使用は可能とする。使用する場合、会場にパソコンを持参すること。（会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。）

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。

オ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

(2) 実施日時及び場所

上記1の企画提案書を受理した者に対し、別途通知する。また、企画提案者が6者を超え、審査会において事前に書類選考を行った場合は、選ばれた者に対し、実施日時、場所等について通知するとともに、選考外となった者に対してはその旨を通知する。

4 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 企画内容に関する項目【配点60点】

ア アンバサダー等のVR動画のコンセプト、構成が適正か

イ アンバサダー等のVR動画に市民の興味を引く工夫がなされているか

ウ アンバサダー等ゆかりの品展示什器のコンセプト、デザインは適正か

エ アンバサダー等ゆかりの品展示什器は、デザイン性に優れているか

オ 制作物等の運用方法は実現可能かつ実効性の高い内容か

カ 全体として、指定の業務内容を基にした創意工夫がなされているか

(2) 実施計画に関する項目【配点20点】

ア スケジュールが実現可能かつ実効性の高い内容か

イ 事業経費の積算内容は適切か

(3) 受託者の適正に関する項目【配点20点】

ア 本事業を遂行するのに十分な実績があるか

イ 実施体制は確保されているか

5 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、4の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画

提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、別紙「順位点採点表」にて、前項の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

（例 1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点、6位＝6点）

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の低いものから順に選定者として決定する。なお、同点の場合は、当該同点者に対する各委員の「審査点」の平均点が高いものを上位とする。

(4) 企画提案者が1者のみであり、各委員が採点した「審査点」の平均が6割に満たない場合については、受託候補者の決定を行なわないこととする。

第10 審査結果の通知

1 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者にあつては、今後の事務手続の旨

(4) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

2 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求められることができる。

(1) 提出期間 1の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時までで、結果通知に別途記載する。

(2) 提出場所 第1に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）によること。

3 市長は、上記2の説明を求められた日から、7日以内に回答することとする。

4 受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

第11 契約の締結

1 受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。受託候補者が第10のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。なお、契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただ

し、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

後払いとする。

第12 留意事項

1 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用等、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

3 提案書の取扱い

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

4 辞退の場合の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

5 著作権等の権利

本委託事業の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年4月26日（水）から令和5年5月16日（火）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和5年5月18日（木）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和5年5月29日（月）まで
ヒアリング実施の通知	令和5年5月29日（月）予定
ヒアリング	令和5年5月31日（水）予定 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和5年6月1日（木）予定
契約締結	令和5年6月上旬 予定